同　　意　　書

　産業廃棄物指導課が、申請者について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の９第２号又は令第６条の１３第２号に係る審査を行うために必要な範囲内で、申請者の埼玉県税に関する納付状況等について「納税状況等確認システム」（以下「システム」という。）により確認することに同意します。

　また、裏面の事項に該当した場合など、産業廃棄物指導課において納税状況等がシステムで確認できなかった場合、県税事務所発行の納税証明書を提出することに同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（下記事項も記載してください）

＜申請者が法人の場合＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号（１３桁） | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | 10 | 11 | 12 | 13 |

※　法人番号は登記法人及び税の申告を行っている法人等に付番されている１３桁の番号です。国税庁の「法人番号検索サイト」において公表されています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

＜申請者が個人の場合＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納税番号（９桁） | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ |

※　個人事業税の納税通知書に記載されている９桁の番号です。番号が確認できる納税通知書の写しを添付してください。

（裏面）

〇　以下の事項に該当する場合は、県税の納税証明書の添付省略はできません。

|  |
| --- |
| ・　申請する法人又は個人について、納付期限を過ぎた県税がある場合 |
| ・　法人事業税・法人県民税について、申告期限を過ぎているにも関わらず未申告の事業年度がある場合 |
| ・　過去３年間に県税の課税がない場合　※　埼玉県内に事業場がない場合は、同意書ではなく「埼玉県内に事業所がない旨の　　申出書」の提出が必要です。　※　事業を開始してから初回の申告が済んでいる場合は、所管区域の県税事務所への　　ご相談をお願いすることがあります。 |
| ・　県のシステム上で該当する法人又は個人の登録が確認できない場合 |
| ・　金融機関等で収納したデータが県のシステムに未反映の場合 |